

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容				R元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①	●高齢者実態調査により、介護予防に関係する(運動・口腔機能・体重減少等)項目について、要支援者は未認定者に比べ低下がみられたため、早期より介護予防の取り組みが重要となっている。	介護予防・自立支援を推進するため、介護予防についての普及啓発や住民運営の通いの場の充実など、介護予防の担い手育成・支援を行い、地域づくりへつなげていく。	町の体操である「タビオ体操プラス」に取り組む住民運営の通いの場である「タビオステーション」の立ち上げ及び継続支援を実施する。 タビオステーション数: (H29) (H30) (H31) (H32) 15 27 39 40	タビオステーションの立ち上げ・継続支援の実施 タビオステーション数:24	○	・計画作成当初は、第7期中に全自治会(39)に立ち上げ予定で計画しており、H31は39地区の立ち上げを目指していた。しかし、あくまでも住民主体の通いの場であるため、実施については各自治会の意向によるため、目標値には至らない結果となったが、新たな立ち上げを4か所できたと同時に、すでに立ち上がっている地区への継続支援も併せて実施できたため、今後も、着実に推進していきたい。
①	●高齢者実態調査により、要支援者は未認定者に比べてひとり暮らしの割合が高く、心身機能の低下がみられるとサービスに直結している傾向が伺えたため、介護予防が必要な人を早期に把握し、適切に介護予防事業へ結びつける必要がある。	介護予防や見守り支援が必要な高齢者の早期発見のため、独居高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に「みまもりアンケート」を実施する。	○みまもりアンケートの回答割合 (H29) (H30) (H31) (H32) 80% 81% 82% 83%	○みまもりアンケートの実施及び未回収者に対する全戸訪問の実施 回答割合:78%	◎	○みまもりアンケートの実施により、独居高齢者見守り事業や通所型サービスCへ適切につながる事ができた。今後も、継続して把握・支援を実施していく。
①	●高齢者実態調査により、要支援者は未認定者に比べてひとり暮らしの割合が高く、心身機能の低下がみられるとサービスに直結している傾向が伺えたため、介護予防が必要な人を早期に把握し、適切に介護予防事業へ結びつける必要がある。	「みまもりアンケート」から把握した支援が必要な高齢者を総合事業や独居見守り事業へ適切につなげていく。	○通所型サービスCの実施による基本チェックリスト該当者の回復者の割合 ・年2クール実施(1クール定員20名) 1クール3か月×2回 ・回復率 (H29) (H30) (H31) (H32) 36% 38% 40% 42%	○通所型サービスCの実施 実施計画通り2クール実施し、卒業後は介護予防自主活動等へつなげた。 ・回復率:46%	◎	○通所型サービスC終了後、基本チェックリスト該当数の減った人が8割となった。また、健康感フェイススクールも改善しており、気持ちの面でも効果が出ているため、終了後も通いの場等につながりやすいと考えられる。
①	●介護予防に係る運動機能・口腔機能・体重減少等を適切にアセスメントしたケアマネジメントを実施するためには、自立支援型地域ケア会議は有効である。 ●一方、自立支援型地域ケア会議の有効性を、地域包括支援センターをはじめ居宅介護支援事業所が十分に理解できていない現状があるため、積極的に活用してもらえるような働きかけ(研修)が必要。	地域ケア会議を積極的に開催することで、地域課題の抽出及び生活支援・介護予防サービス協議体との連携を図る。	自立支援型地域ケア会議の開催により、利用者の具体的な課題を解決するための多様なサービスの活用を図る。 開催回数:(H29) (H30) (H31) (H32) 4 6 10 10 ※H31年度以降は目標値	自立支援型地域ケア会議の開催 ・通所型サービスC利用者対象の会議開催(3回)に加え、上記以外の会議を開催(3回)した。	○	・会議を開催した後のモニタリングについての手法を検討する必要がある。 ・今後は、府からの派遣による専門職アドバイザーの支援により、ケア会議後のモニタリングの手法について検討・構築していきたい。
①	2025年を見据え、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の医療・介護関係団体等が連携し、包括的・継続的な在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制構築が必要。	H24年10月より医療介護ネットワーク連絡会及び平成29年度より医療介護ネットワーク検討委員会を設置、開催しており、在宅医療、介護連携事業に取り組んでいく。また、第7期より、連携事業を泉佐野南医師会とも協働し、相談窓口の設置を目指す。	○年間事業実施計画に基づき医療介護ネットワーク連絡会及び検討委員会の開催する。 ○ネットワーク連絡会 会員数の増加を目指す。 (H29) (H30) (H31) (H32) 118 125 130 140	○連絡会及び検討委員会については、事業計画に基づき、計画通りに実施 連絡会:4回(うち研修会1回) 検討委員会:2回 ○会員数の実績 144名	◎	・連絡会では、4つのワーキンググループに分かれて連携事業を検討した。また、ICT研修やターミナルケア研修など、専門職向けの研修会も開催できた。今後も、ワーキングを継続して取り組むことで、専門職の連携推進を図るとともに、住民向けの普及啓発にも取り組んでいく。 ・会員数については、H30末時点で、H32年度の目標数値を達成することができた。今後も、連絡会の周知を図り、サービス提供事業所等参加の少ない職種への参画を促していきたい。
①	一人暮らし高齢者や支援が必要な高齢者のみの世帯が増加する中、認知症への早期発見・早期治療とともに、認知症予防を含めた認知症施策への取り組みが必要。	認知症に対する理解の促進と支援体制の構築	○認知症カフェの立ち上げ支援の実施 (H29) (H30) (H31) (H32) 2 5 8 10	認知症カフェに取り組む団体数:8 実施回数:16回 参加者:313人	◎	年度末は新型コロナウイルスの影響で開催が中止になったためもある。今後もカフェに取り組む団体のPRと後方支援を継続していく。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				R元年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	介護認定の適正化について、介護認定調査員の定期的な研修等によるスキルアップや認定調査票の特記事項、主治医意見書の整合性等の点検を行う。	・要介護認定の適正化 (H30)2,100件 (H31)2,200件 (H32)2,300件	・要介護認定の適正化については、担当職員等により認定調査票の特記事項・主治医意見書の整合性等の点検(2,220件)を実施した。	◎	・介護認定の適正化については、公平、公正な要介護認定が求められるため、認定調査員のスキルアップのための研修を今後も実施していく。
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	ケアプラン点検については、真に必要なサービスとなっているか、重度化防止や介護予防の観点からチェックし給付の適正化を図る。	・ケアプラン点検 (H30)30件 (H31)40件 (H32)50件	・ケアプラン点検については、42件の点検を行った。	◎	・ケアプラン点検については、自立支援・重度化防止に資するケアプランになっているかを介護支援専門員とともに考え、また、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の実施等が必要である。
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	住宅改修等の点検については、住宅改修の事前申請や支給申請において、住宅改修が必要な理由書や工事の内容、図面、写真等により本人の身体状況に応じた適切な改修となっているかや工事内容、金額の妥当性を確認したり、必要に応じて職員等による現場調査を実施し、適正な支給に努める。	・住宅改修等の現場点検 (H30)12件 (H31)18件 (H32)24件	・住宅改修等の点検については、7件の現場確認を行った。その他の疑義のある案件は見受けられなかった。	△	・住宅改修等の点検については、見積を複数とることにはなっているが書類提出までは義務づけられていないため、中には見積額の高額な工事が見受けられる。国において、2者以上の見積を提出させるよう義務付けが必要であると考ええる。
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	受給者ごとに介護報酬の支払い状況を確認することで請求内容の誤り等をチェックする縦覧点検及び受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の防止を図る医療情報との突合については、国保連合会に委託している。	・縦覧点検・医療情報との突合 (H30)3,640件 (H31)3,650件 (H32)3,660件	・国保連合会に委託しており、件数については、現在算出されておらず不明。	○	・国保連合会に委託しており、国保連合会から事業所への過誤等の依頼連絡をいただいております。過誤の提出の有無については確認し適宜催促等の対応をしている。
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	・給付費通知については、介護サービス利用者に対し、利用サービスの内容や費用総額の内訳を通知することにより、利用者本人が受けた介護サービスについて、再確認するとともに、介護保険制度についての理解、啓発のための取組として実施し、また、利用者にサービス利用について確認いただくことにより事業所の架空請求の発見や過剰提供の抑制に努める。	・給付費通知 (H30)1,700件 (H31)1,750件 (H32)1,800件	・給付費通知については、年に2回実施しており、1回目は1,990件、2回目は2,063件送付した。	◎	・目標値は達成したものの給付費通知については、利用者等からの架空請求や過剰提供の可能性がある情報は少ない。事務作業としては出力や封入作業に労力、郵送料等の経費を要する割には、あまり効果的、効率的な取組ではないと考える。
②	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれるため、介護給付等に要する費用の適正化を図り、利用者本位の質の高い介護サービスを提供する必要がある。	・給付実績の活用については、国保連合会から保険者に対して提供される、介護サービス事業所の給付実績を活用して、給付状況等に疑義があるものについて、関係書類を活用したケアプランの点検を実施し、必要に応じて介護支援専門員やサービス提供事業者等に対し、指導を行う。また、過誤請求や過剰請求などの不正が認められた場合には、事業者へ返還を求めるなど適正給付に努める。	・給付実績の活用 (H30)12件 (H31)24件 (H32)36件	・給付実績の活用については、ケアプラン点検を実施する際に、42件の一覧データを活用して、実施した。その他は特になし。	◎	・介護保険業務については、年々増加するがケアプラン点検を実施する人員は増加せず、日常業務以外に給付実績を活用して取り組む余裕がない。